

2010年度学術俯瞰講義

# 法と現代社会

## —— 見える法と見えざる法 ——

東京大学・大学院法学政治学研究科

**太田勝造** (OTA Shozo)

<http://www.sota.j.u-tokyo.ac.jp/>

e-mail: [sota@j.u-tokyo.ac.jp](mailto:sota@j.u-tokyo.ac.jp)

## はじめに：「学術俯瞰講義」とは？

**【俯瞰（ふかん）】**（『広辞苑』〔第六版〕から）  
高い所から見おろすこと。全体を上から見ること。 **鳥瞰。**

**【鳥瞰（ちょうかん）】**  
鳥が見おろすように、高い所から広範囲に見おろすこと。  
転じて、全体を大きく眺め渡すこと。

**学術俯瞰講義**は、世界初の試みとして、2005年度に小宮山宏総長（当時）の発案でスタートしました。

学問の入り口にいる大学1，2年生の皆さんが、「知」の大きな体系や構造をより広い視点から見ることにより、それぞれの学問領域の全体像はどうなっているのか、そして学問領域同士はどのように有機的につながっているのか、を実感できることを目指しています。

この講義を通じて、皆さんが現在学んでいる授業科目の意義や位置づけを認識し、さらに将来の研究や仕事についての展望を見出すきっかけを提供したいと考えています。

## 統一テーマ「法と現代社会：見える法と見えざる法」

鼓腹撃壤の故事によれば、帝王世紀の太平の世に、ある老人が「日出でて作し、日入りて息い、井を鑿ちて飲み、田を耕して食らう、帝の力何ぞ我に有らんや」と歌ったとのことである。この故事の真意は、「神の見えざる手」のように「目には定かに見えねども」、「帝の力」はユビキタス（普遍）に、その「高いわざ」で世の太平を支えているという点にあるとされる。この「帝の力」のユビキタスな在り方は、そのまま「法」に当てはまる。人々も、企業や組織も、その日々の活動において、「法の力何ぞ我に有らんや」と謳歌しているが、そのような太平の世の安寧は、「見えざる法の手」が機能しているからに他ならない。

この「見えざる法の手」が可視化するのには、社会の中の**変化する領域**においてである。そして、現代社会はさまざまな領域において激動していることをその特色としている。その点は、20世紀末、例えば1990年代の世界と、今世紀のこの数年の世界の在り方とを比較して見れば一目瞭然であろう。たとえば、再生医療等の**医学分野**、インターネット等の**情報分野**、発明発見等の**科学技術分野**、市場のグローバルイゼーション等の**経済分野**、景観・眺望・日照などの都市コミュニティやフェニミズム等の**文化分野**、そして何より、消費生活や市民参加等の**市民生活の全般**にわたって変容と革新が加速度的に進んでいるのが現代社会である。

社会状態や人びとの価値観が変化するときには、その状態遷移コストを極小化するために意識的な**法的制禦**が必要となるとともに、逆に、変化した社会状態や価値観にリスポンシヴ（応答的）に**法の方も変容**してゆく。

このような**法と社会の相互作用**のフロンティア（最前線）のいくつかを日本社会からピックアップして共に考え直してみよう、というのが今回の学術俯瞰講義の「目論見」である。

# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序 ——俯瞰講義への導入を兼ねて——」

## (ア) 法による社会制禦

法の強制力

法の情報的效果

法の正当化効果

法の説得力

法は説得の武器

法のシグナル効果

## (イ) 社会から法への影響

ロビーイング

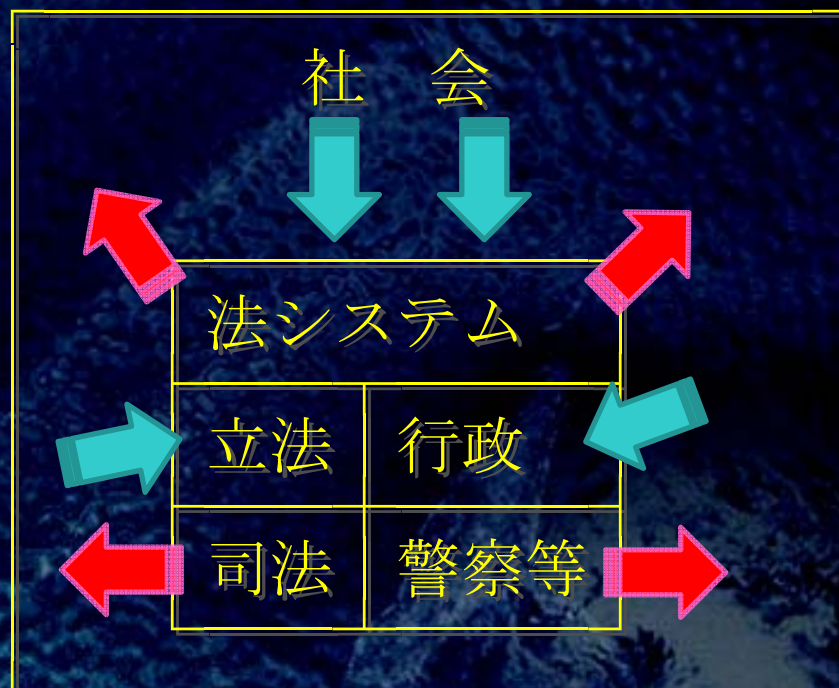
アドヴォカシー

社会諸勢力の妥協

正当性の調達

- ・ 支持賛成，手続的正義
- ・ 民主主義的立法過程
- ・ 裁判所，裁判官への一般的信頼

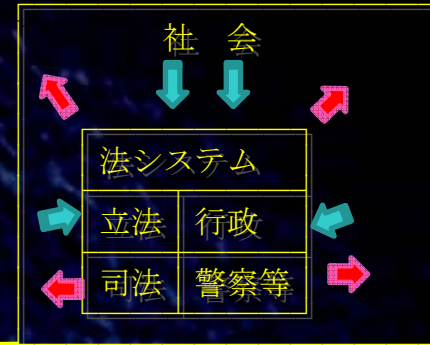
## 法と社会の相互作用



# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序—俯瞰講義への導入を兼ねて」

## (ア) 法による社会制禦

法による社会制御力の現実？



## エリクソンの加州シャスタ・カウンティでの調査

解放地の法：故意または過失がなければ、賠償責任ない

閉鎖地の法：厳格責任（無過失でも被害あれば賠償責任）

## 法の違いが人間の行動に（どう）影響するのか？

⇒人々の法知識は不正確で、法よりも（開放地か閉鎖地かによらず）**自生的な社会規範**に従って行動している

- ・被害者の苦情電話で牧場主が謝罪し侵入牛を引戻す
- ・しかし、被害者にも被害額の請求をしないという規範

⇒**国家法は部分社会には制御力が弱い**

部分社会：社会関係の緊密性（close-knittedness）：

- ①非公式の相互規制パワーが成員間に広く存在
- ②非公式規制に必要な情報が成員間で容易に普及する
- ③長期的関係・継続的關係の存在 ⇒ **家庭も！**

# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序—俯瞰講義への導入を兼ねて法と社会の相互作用

## (ア) 法による社会制禦

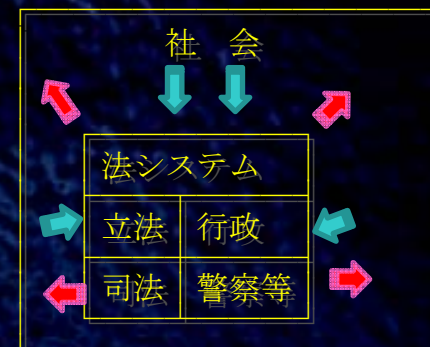
### エリクソンの知見

### 国家法は部分社会には制御力が弱い

⇒ 逆に言えば、個々人がアノミー化して生活する現代社会、とりわけ都市部においては、継続的で閉鎖的な部分社会は存在しにくいから、社会規範ではなく国家法によらなければ社会秩序を維持しにくい

- ①非公式の相互規制パワーが成員相互間に不存在
- ②非公式規制に必要な情報が成員間で普及しない
- ③長期的関係・継続的關係の不存在

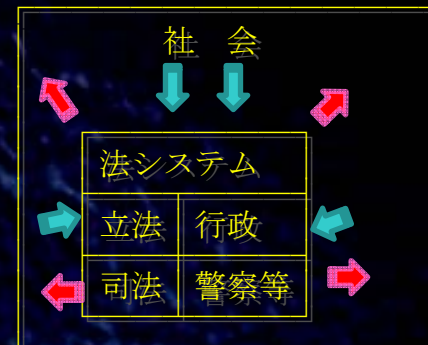
⇒ 「法化社会」としての現代社会



# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序—俯瞰講義への導入を兼ねて」

## (イ) 社会から法への影響

### 犯罪被害者の権利



(法務省HP ([http://www.moj.go.jp/keiji/keiji\\_keiji11.html](http://www.moj.go.jp/keiji/keiji_keiji11.html)) から)

**被害者支援制度**：被害者からの相談への対応，法廷への案内・付添い，事件記録の閲覧，証拠品の返還などの各種手続の手助けをし，精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動をする制度。

**被害者ホットライン**：被害者が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問い合わせを行えるように，専用電話設置

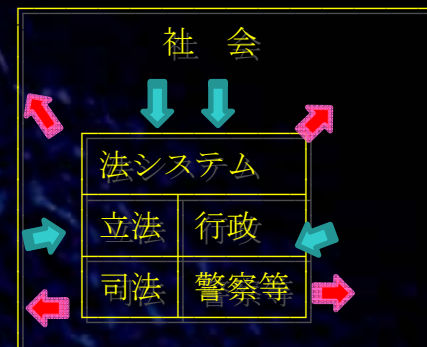
**被害者等通知制度**：被害者や親族等に，事件の処分結果，刑事裁判の結果，受刑中の刑務所における処遇状況，出所時期などに関する情報を提供する制度

**被害者の意見陳述制度**：被害者や遺族等が，被害についての気持ちや事件についての意見を法廷で述べることができる制度

# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序—俯瞰講義への導入を兼ねて」

## (イ) 社会から法への影響

### 犯罪被害者の権利



(法務省HP ([http://www.moj.go.jp/keiji/keiji\\_keiji11.html](http://www.moj.go.jp/keiji/keiji_keiji11.html)) から)

**被害者参加制度**：被害者や遺族等が刑事裁判に参加できる制度

**ア.** 公判期日に法廷に出席し、検察官席の隣などに着席

**イ.** 証拠調べの請求や論告・求刑などの検察官の訴訟活動に関して意見を述べたい説明を求めることができる

**ウ.** 情状に関する証人供述の証明力を争うため証人尋問できる

**エ.** 被告人に質問することができる

**オ.** 結審の際に事実又は法律の適用について、法廷で意見を述べることができる

**被害者参加人のための国選弁護制度**：貧しい被害者参加人のため国が弁護士報酬及び費用を負担する制度

**損害賠償命令制度**：起訴後、刑事裁判の弁論終結まで、被告人に対する損害賠償命令を担当刑事裁判所申し立てうる制度

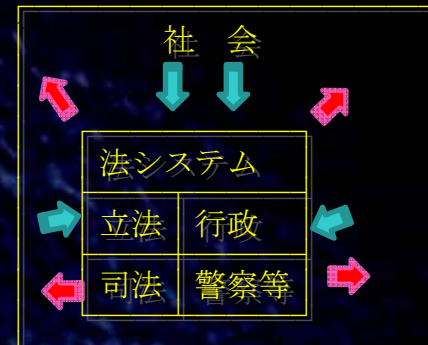


# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序—俯瞰講義への導入を兼ねて」

## (イ) 社会から法への影響

### 犯罪被害者の権利確立への社会からの働きかけ

(全国犯罪被害者の会のHP (<http://www.navs.jp/>) から)



**2000年以前**：被害者は捜査や裁判に一切関与できず蚊帳の外

**全国犯罪被害者の会（あすの会）** 2000年1月23日設立

弁護士としての仕事の上での逆恨みで1997年に奥様を犯罪の被害で失われた岡村勲弁護士を中心として設立

**2000年2月から3月**：社民党，民主党，公明党への働きかけ  
会の設立趣旨説明，犯罪被害者の権利の確立・犯罪被害者権利法の制定・犯罪被害者保護のための法整備に関する意見具申した

**2000年4月7日**：岡村弁護士らが衆議院法務委員会へ参考人として出席，犯罪被害者の実情と被害者の権利，被害回復制度の必要性を陳述

# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序—俯瞰講義への導入を兼ねて」

## (イ) 社会から法への影響

### 犯罪被害者の権利確立への社会からの働きかけ

(全国犯罪被害者の会のHP (<http://www.navs.jp/>) から)

**2000年4月28日**：法務省人権擁護審議会で岡村弁護士が「被害者に対する人権侵害」を訴える

**2000年5月12日**：犯罪被害者保護二法成立

**2003年7月8日**：小泉総理大臣に犯罪被害者の実情を訴える

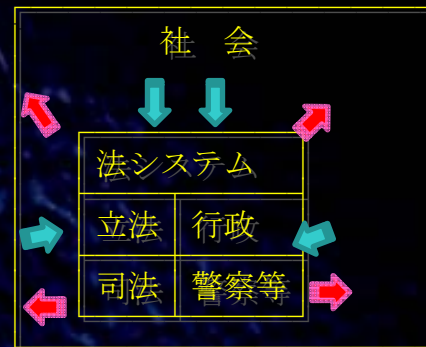
**2003年7月9日**：森山法務大臣（当時）に39万人の署名提出

**2004年12月1日**：犯罪被害者等基本法成立（2005年4月1日施行）

**2007年6月2日**：改正刑事訴訟法成立（被害者参加制度・損害賠償命令制度）

**2008年4月15日**：犯罪被害者弁護人制度創設

**2008年12月1日**：被害者参加制度・損害賠償命令制度・国選被害者参加弁護士制度開始



# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序 ——俯瞰講義への導入を兼ねて——」

**合理的な法発展：立法および裁判による合理的法創造**

**立法事実アブローチ：法における社会科学・自然科学の利用  
立法事実の定義（図示）**

**法律要件**

（例：故意・過失、  
損害、因果関係）



**法律効果**

（例：損害賠償  
の請求権）



**立法事実**

≡ 「法的価値判断の基礎となる社会的事実、および科学的理論や事実一般」

# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序 ——俯瞰講義への導入を兼ねて——」

合理的な法発展：立法および裁判による合理的法創造

## 法律要件

例：飲酒運転を  
犯した

## 法律効果

例：刑事制裁を  
科す

## 立法事実

血液中に一定以上のアルコール濃度が検出される程度に飲酒した状態で自動車を運転すると、注意力が散漫となり、反応速度が遅れて、交通事故を惹起する確率が高くなる。

## 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序 ——俯瞰講義への導入を兼ねて——」

**合理的な法発展**：立法および裁判による合理的法創造

**立法事実の例**：血液中に一定以上のアルコール濃度が検出される程度に飲酒した状態で自動車を運転すると、注意力が散漫となり、反応速度が遅れて、交通事故を惹起する確率が高くなる。

**立法事実探求の例**：道路交通法で罰則対象になる「酒気帯び運転」の呼気中アルコール濃度の基準値（1リットル当たり0.15ミリグラム）を下回る少量アルコールが運転に与える影響について、警察庁が2007年4月26日、研究結果をまとめた。

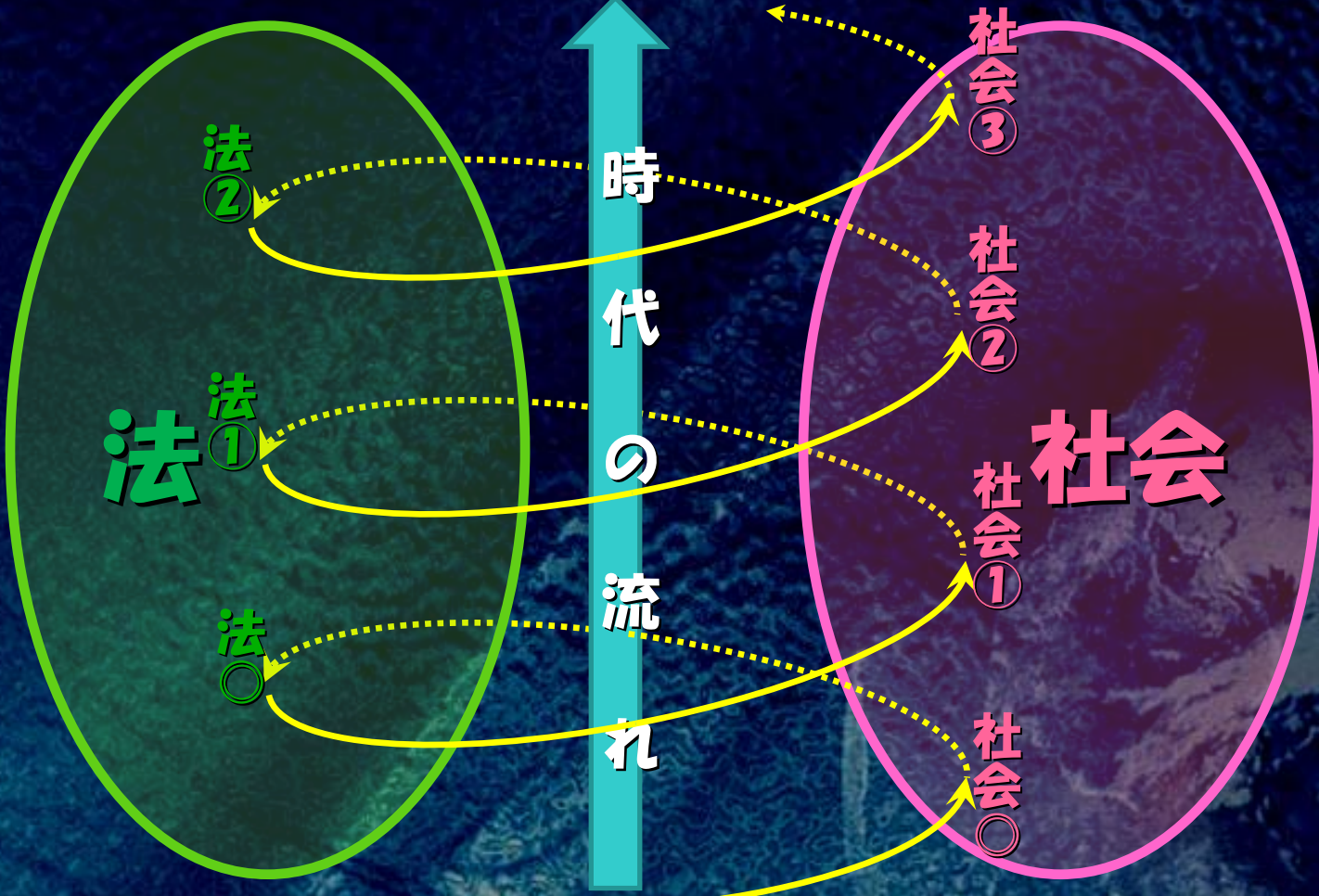
研究は、昨年2006年4月に策定した「交通安全対策推進プログラム」の飲酒運転対策に、基準値の引き下げを検討課題として盛り込んだことに伴うもので、2005-2006年度に実施した。

アルコール度数5%のビールを400-800ミリリットルを飲んで20分後に、呼気中濃度が基準値未満の0.1ミリグラム程度になった人たちの運転能力を調べた。視覚刺激に対する反応にアルコールの影響がみられたが、個人差があったことなどから、基準値引き下げについては引き続き検討課題とした。

# 第1回「見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序 ——俯瞰講義への導入を兼ねて——」

## 法と社会の共進化モデル

法 ⇒ 社会：法による社会の効率的な制禦  
 社会 ⇒ 法：社会による合理的な法発展



## 学術俯瞰講義「法と現代社会：見える法と見えざる法」

### 「見える法と見えざる法」（太田勝造）

第1回 見える法と見えざる法：ユビキタスな法と社会秩序  
——俯瞰講義への導入を兼ねて——

### 「法と市民生活」（大村敦志）

第2回 いま、法と法学は

第3回 児童虐待への法的対応

第4回 児童虐待防止の社会的背景

### 「法と科学」

第5回 裁判と科学（畔柳達雄）

第6回 発明と法（大淵哲也）

第7回 法と情報（濱田純一）

### 「法と経済学」（八代尚宏）

第8回 法と経済の接点：市場の役割はなぜ重要か

第9回 都市・住宅問題への適用

第10回 雇用問題への適用

### 「法と文化」（寺尾美子）

第11回 日本の法と日本的公私構造（1）都市計画を題材に

第12回 日本の法と日本的公私構造（2）ジェンダー問題を題材に

### 「まとめ：法と社会秩序の相互作用」（清水剛）

第13回 まとめ：法と社会秩序の相互作用